

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2018(平成30)年9月10日

原告ら第11準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 本書面について

1 本件訴訟で何度も言及しているように、本件と実質的に基礎を同じとする別訴(長崎地方裁判所平成27年(行ウ)第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件)が審理されていたが、その別訴について、平成30年7月9日に判決が言い渡された。

内容については、すでに書証で提出した判決書のとおりであるが、別訴原告(その大部分は、本件訴訟の原告らでもある)の請求を棄却した。

2 別訴については、即座に控訴を申し立て、控訴理由書を提出し、別訴判決の問題点を指摘している。

3 別訴判決の誤った事実認定及び評価は、本件でも、争点となっている。特に「川棚川の治水の必要性」はほぼ重なる。

4 そこで、原告ら第11準備書面として、別訴控訴理由書を援用して提出(陳述)する。「治水の必要性」について、別訴判決は明白な誤りをしていると本件訴訟原告

らは考えているので、貴庁に置かれては同じ誤りを犯さないように慎重に精査いただきたい。

- 5 なお、引用している別訴控訴趣意書の当事者の記載は、本件訴訟に合わせて適宜読み替えていただきたい。

以上